

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請みなし却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対して行った害虫駆除費の申請（以下「本件申請」という。）について、法 24 条 7 項に定められた期間を経過したことから、請求人において、処分庁が本件申請を却下したものとみなし、当該処分（以下「本件みなし却下処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件みなし却下処分が違法又は不当であると主張している。

家賃保証更新料が満額支給されなければ住居退去命令のおそれがあり、生存権が保障されない。害虫駆除費は住宅維持費として認められなければ、大量に発生するゴキブリによって健康を害されるおそれがあり、健康で文化的な最低限度の生活を保障できない。

保護申請時に書面による通知を求めたのに拒否されたことは、法 24 条 3 項及び 9 項に反することは明らかであり、違法である。不服申立てについての教示がなされなかったことは、行政不服審

査法第 8 2 条に反することは明らかであり、違法である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 8 月 3 日	諮問
令和 3 年 9 月 2 8 日	審議（第 5 9 回第 4 部会）
令和 3 年 1 0 月 2 6 日	審議（第 6 0 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定する。
- (2) 法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を掲げ、法 1 4 条は、住宅扶助の内容として、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものを、また、法 3 3 条は、住宅扶助の方法として、金銭給付によって行うことをそれぞれ規定している。

- (3) 法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条7項は、保護の申請をしてから、30日以内に同条3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができると定め、同条9項は、これらの規定は、保護の変更の申請に準用すると定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(2)・アは、保護基準別表の第3の1の補修費等住宅維持費は被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すると規定している。
- (5) 害虫駆除の一例として、「白ありの駆除のために要する費用の取扱い」について、（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問48・答は、白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最小限度の費用を住宅維持費の対象として取り扱って差し支えないと規定している。
- (6) 局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

2 本件みなし却下処分について

- (1) 法24条7項の規定による保護申請却下処分は、行政処分が不存在の場合であってもその存在を擬制し得る可能性を考慮して決定通知の法定期間の実効性を担保し、申請者の権利を保全しようとして設けられたものであり、何らの決定、実施がなされ

なかった場合における不服申立ての提起のための基礎を与えたものにすぎないから（小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』403頁以下参照）、同項の規定による保護申請却下処分に係る審査請求においては、保護の実施機関が当該申請を却下したものとみなした結論の適否及び当否が問題になり得るにとどまると解するのが相当である。

- (2) これを本件についてみると、局長通知第7・4・(2)・アには、住宅維持費の支給要件として、家屋の補修その他維持のための経費とされているところ、処分庁は、請求人宅が、ゴキブリの発生をもって直ちに家屋としての機能を維持できないものと認めることはできないと判断し、また、課長通知第7・問48に記載のある「白ありの駆除のために要する費用の取扱い」に準じて、ゴキブリの発生を放置すれば明らかに請求人宅の家屋が損壊するとは認められず、本件が支給対象に該当するとは考え難いと判断したことから、本件申請を却下したものと認められる。

したがって、本件申請については、上記1の法令等の定めに照らし、却下すべきものと認められ、これと同旨の本件みなし却下処分は、その結論において、妥当なものと認められる。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、害虫駆除費は住宅維持費として認められなければ、大量に発生するゴキブリによって健康を害されるおそれがあり、健康で文化的な最低限度の生活を保障できない旨主張する。

しかしながら、上記2で述べたとおりであり、請求人の主張をもって、本件みなし却下処分の取消理由として認めることはできないものである。

また、請求人は、保護申請時に書面による通知を求めたのに拒否されたこと及び不服申立てについての教示がなされなかったことは、違法である旨主張する。

しかしながら、みなし却下処分は、保護決定の遅れや処分の放置等を防ぐため、法24条7項において、「保護の申請をしてから、30日以内に同条3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる」と規定しているものであって、その性質上、決定処分がないこと（したがって、教示文もないこと）が前提となっているから、請求人の主張は本件みなし却下処分の取消しを求める理由とはならない。

なお、法24条3項及び9項によれば、保護の実施機関は、保護の開始又は変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと規定されている。処分庁は、今後、保護申請と判断したものについては、30日以内に決定をし、書面により通知すべきであることを付言する。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件みなし却下処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美